

国内募集型企画旅行条件書

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件書及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

観光庁長官登録旅行業第1043号
北海道旅客鉄道株式会社
札幌市中央区北11条西15丁目1-1



1. 本旅行条件書の意義

この旅行条件書は、旅行業法に基づき、お客様に交付する「取引条件説明書面」、「契約書面」及び、観光庁長官認可の「当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部」の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

- この旅行は、北海道旅客鉄道株式会社（以下「企画」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- 当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。
- 旅行契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面（以下「行程表」といいます。）及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当社募集型企画旅行契約約款」といいます。）によります。

3. 旅行のお申込みと契約の成立時期

- 当社及び当社の受託営業所（以下「当社」といいます。）にて当社所定のご旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、下記に記載のお申込金を添えてお申込みいただきます。お申込金は旅行代金、取消料または違約料のそれぞれ一部または全部として取り扱います。

■お申込金（お一人様）

旅行代金	お申込金
3万円未満	6,000円
6万円未満	12,000円
10万円未満	20,000円
15万円未満	30,000円
15万円以上	代金の20%

- 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、お申込金を受領したときに成立するとします。電話によるお申込みの場合は、本項(1)によりお申込金（当社が定めるお申込金の額に満たない場合も含みます。）を当社が受理したときに、また、郵送またはその他の通信手段でお申込みの場合は、お申込金のお支払い後、当社がお客様との旅行契約の締結を承諾する通知をお送りしたときに成立いたします。ただし、e-mail及びファクシミリ等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到着したときに成立するとします。
- 当社は、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約のお申込みを受け付けることがあります。この場合、予約の時点で契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内にお申込書の提出とお申込金のお支払いを行っていただきます。この期間内にお申込金のお支払いがなされない場合は、当社はお申込みはなかったものとして取り扱います。

4. 旅行契約についての特約

お申込みの段階で発売開始以前または一部の旅行サービス発売開始前及び満席、満室その他の事由で旅行契約を締結できない場合であっても、お客様が特に希望する場合は、当社は、以下によりお客様と特約を締結し、当社がお客様と旅行契約が締結された状態になった時点で旅行契約を成立させる取り扱い（以下「ウェイトリングの取り扱い」といいます。）をすることがあります。

- お客様がウェイトリングの取り扱いを希望する場合は、当社は、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間（以下「ウェイトリング期間」といいます。）を確認のうえ、申込書とお申込金相当額をご提出いただきます。この時点で旅行契約は成立しておらず、また、当社は将来に旅行契約が成立することを約束するものではありません。
- 当社は、前(1)のお申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様と旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。
- 旅行契約は、当社が前(2)により、当社がお客様との旅行契約の締結を承諾する通知を送ったときに成立いたします。ただし、e-mail及びファクシミリ等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到着したときに成立するものとします。
- 当社は、ウェイトリング期間中に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。
- 当社は、ウェイトリング期間内で当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からウェイトリングの取り扱いを解除する旨のお申し出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウェイトリングの取り扱いを解除する旨のお申し出が取消料対象期間にあつたときでも当社は取消料をいただきます。

5. お申込み条件

- 20歳未満の方は親権者の同意書が必要となります。
- 15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます場合があります。
- 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に一致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合がございます。
- お客様が次の各号に掲げるいずれかに該当する場合には、ご参加をお断りする場合がございます。
 - お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業または総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 - お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を行使する行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。
 - お客様が、風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害する行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。
- 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。（旅行契約成立後にこれらに際した場合は当面にお申し出ください。）あらかじめ当社からご案内申し上げます。旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出ください。当社は、可能な合理的な範囲内でこれらに応じます。これに際して、お客様の状況および必要とされる措置についてお伺いし、または書面でそれらを申し出ていただくことがあります。
- 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者または同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、または旅行契約を解除させていただきます。また、お客様からの申し出に基づき、当社がお客様のために行なった特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。
- お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断または加療を必要とする状態になったとき当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施を妨げるため必要な措置をとらせていただきます。これに係る一切の費用はお客様のご負担となります。
- お客様の都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
- その他当社らの業務上の都合で、お申込みをお断りする場合があります。

6. 契約書面と行程表のお渡し

- 当社は旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はパンフレット及び本旅行条件書により構成されます。本項(1)の契約書面を補完する書面として、当社はおお客様に集合時間、集合場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した行程表を予め契約書面に記載した場合を除き、遅くとも旅行開始日の前日までに交付します。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降にお申込みがなされた場合は、旅行開始日前日までに交付します。
- 当社が旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、契約書面及び行程表に記載するところに特定されます。

7. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって14日目に当たる日より前にお支払いいただきます。ただし、旅行開始日の13日目に当たる日以降にお申込みされた場合は、お申込み時に全額をお支払いいただきます。

8. お支払い対象旅行代金

- ご参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方は「おと年」代金、満6歳以上（航空機利用コースは満3歳以上）12歳未満の方は、「子ども」代金が適用になります。また、コースによって、幼児代金等の設定がございます。なお、パンフレットに特に記載のない場合は、すべて「おと年」代金が適用となります。
- 旅行代金は各コースごとに表示しています。出発日ご利用人数でご確認ください。
- 旅行代金は、「お申込金」、「取消料」、「違約料」及び第23項の「変更補償費」のお支払いの際の基準となります。
- 「お支払い対象旅行代金」とは、以下①②の合計金額から、③を差引いた金額となります。
 - 募集広告またはパンフレットにおける各コースごとに表示された「旅行代金」
 - 「追加代金（またはオプションプラン等）」として表示した金額
 - 「〇〇割引代金」として表示した金額

9. 旅行代金に含まれるもの

- 旅行日程に明示した運送機関の旅行商品用割引適用の運賃・料金（注釈のない限り、列車は普通車指定席または自由席、航空機はエコノミークラス）、宿泊料金、食事料金、観光料金、サービス料及び消費税等諸税。
- 添乗員が同行するコースの添乗員経費等。
- 各コースごとに表示した「旅行代金に含まれるもの」として明示したその他の費用。上記諸費用はお客様の都合により、一部利用されなくても払い戻しはいたしません。

10. 旅行代金に含まれないもの

- 第9項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示いたします。
 - 超過手荷物料金（規定の重量・容量・個数を超える分について）。
 - 個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料（電話料、追加飲食費、クリーニング代等）。
 - ご希望者のみご参加されるオプションプラン（送料・代金）。
 - ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費。

11. 旅行契約締結後の変更

当社は、旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画による遅延サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ明瞭な理由を当社が説明する旨を通知し、変更後にご説明いたします。

12. 旅行代金の額の変更

- 当社は旅行契約締結後は、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の変更は一切いたしません。
 - 当社は利用する運送機関の適用運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知いたします。
 - 当社は、本項(1)の定める適用運賃・料金的大幅な減額がなされたときは、本項(1)の定めるところにより、その減少分だけ旅行代金を減額します。
 - 第11項より旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、またはこれから支払われなければならない費用を含みます。）が増加するときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が生じたことによるものを除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
 - 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行内容が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責めに帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

13. お客様の交替

- お客様は、旅行契約を得た場合に限って、旅行契約上の地位を、お客様が指定した別の方に譲渡することができます。（ただし、コースにより、また時期により交替を一切お受けできないことがあります。）
- 本項(1)につき、既に航空券を発行している場合、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります。また、契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお、当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。
- お客様の交替の効力は本項(1)の当社の承諾を得て、かつ手数料を当社が受理したときに成立します。

14. 取消料

- 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取り消しになる場合は、次項（別表1）の取消料をいただきます。なお、複数人数のご参加で、一部のお客様が契約を解除された場合は、ご参加のお客様から運送・宿泊機関等の（1台・1室あたり）ご利用人数の変更に対する差額をそれぞれいただきます。
- 旅行代金が期日までに支払われなかったときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したのと同じ、取消料と同額の違約料をいただきます。

15. 旅行開始前の解除

- お客様の解除権
 - お客様は下記（別表1）の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は、ご購入店舗の営業時間内にお受けいたします。
 - お客様のご都合で急遽旅行を取り止める場合は、ご購入店舗にご連絡をお願いいたします。なお、ご購入店舗が休業日、または営業時間外で連絡が不可能な場合は、お客様ご自身で、ご利用予定サービス提供機関（宿泊・交通機関等）への取消連絡や取消処理をお願いいたします。なお、ご購入店舗には、次営業日の営業開始後速やかに取り消しのご連絡をお願いいたします。この場合、取消料の起算日はご連絡日からさかのぼって最も近い営業日となります。
 - お客様は次の項目に該当する場合は取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
 - 旅行契約の内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項の表左欄に掲げるもの及びその他の重要なものである場合に限り。
 - 第12項(1)に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - 当社がお客様に対して、第6項(2)の期日までに、確定書面を交付しなかったとき。
 - 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。
 - 当社は本項(1)の①により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（またはお申込金）から所定の取消料を差し引き払い戻しを行います。取消料がお申込金でなかったときは、その差額を申し受けます。また、本項(1)の③により、旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（またはお申込金）全額を払い戻しいたします。（別表1）

	取消日	取消料
旅行開始日の前日	1. 21日目に当たる日までの解除（日帰り旅行は11日目に当たる日までの解除）	無料
	2. 20日～8日目に当たる日までの解除（日帰り旅行は10日～8日目に当たる日までの解除）	旅行代金の20%
	3. 7日～2日目に当たる日までの解除	旅行代金の30%
4. 旅行開始日の前日の解除		旅行代金の40%
5. 旅行開始日当日の解除（6を除く）		旅行代金の50%
6. 旅行開始後の解除または無連絡不参加（宿泊プランお申し込みの場合）		旅行代金の100%

	取消日	取消料
利用開始日の前日	10～8日目に当たる日までの解除	無料
	7～6日目に当たる日までの解除	無料
	5～4日目に当たる日までの解除	旅行代金の20%
利用開始日当日の解除	3～2日目に当たる日までの解除	旅行代金の20%
	利用開始日当日の解除	旅行代金の50%
利用開始後の解除または無連絡不参加		旅行代金の100%

本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。

16. 旅行開始後の解除

- お客様の解除権
 - 当社は次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することができます。
 - 当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。
 - お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
 - お客様が第5項(5)に該当することが判明したとき。
 - お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - お客様が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。
 - スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - お客様が契約書面に記載する期日までに旅行代金を支払われなかったときは、当社は旅行契約を解除することができます。
 - お客様の人数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目（日帰り旅行については3日目）に当たる日より前に、旅行を中止する旨をお客様に通知いたします。

17. 旅行開始後の解除

- お客様の解除権
 - お客様の責に帰さない事由により契約書面に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合は、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の旅行契約を解除することができます。
 - 前項の場合において、当社らは旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る代金をお客様に払い戻しいたします。ただし、前項の場合に当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該代金から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれから支払われなければならない費用に係る金額を差し引いた代金をお客様に払い戻しいたします。
 - お客様の都合により途中で離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻し

しをいたしません。

2) 当社の解除権

- ① 当社は次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して契約の一部を解除することができます。
 - ア) お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
 - イ) お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示に従わない場合、これらの者または同行する他の旅行者に対する暴行または脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - ウ) お客様が第5項⑤に該当することが判明したとき。
- ウ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可なるとしたとき。
- ② 前項の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する旅行契約は有効に履行されたものとします。また、旅行契約解除により提供を受けたらなかった旅行サービスに係る部分の金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻しいたします。
- ③ なお、前項の場合、旅行サービスに係る部分の払い戻し金額については、旅行商品用割引を適用した金額とします。
- ④ 第16項②(ア)の規定によって旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、出張地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。この場合、一切の費用はお客様のご負担といたします。

17. 旅行代金の払い戻し

- (1) 当社らはお客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあつては解除の翌日から起算して7日以内に、減額または旅行開始後の解除による払い戻しにあつては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻いたします。
- (2) クーポン券類の引渡しの後の払い戻しについては、お引渡しした全てのクーポン券類が必要となります。全てのクーポン券類の提出がない場合には、旅行代金の払い戻しはいたしかねますので、ご了承ください。
- (3) クレジットカードにて旅行代金をお支払いいただいた場合の払い戻しについては、全てのクーポン券類のほか、ご利用いただいたクレジットカード及びご利用明細(お客様控)が必要となります。

18. 団体・グループ契約

- (1) 当社らは、同じ行程を同時に旅行する複数のお客様がその責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます。)を定めて申し込んだ旅行契約の締結については、本規定を適用いたします。
- (2) 当社らは、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成するお客様(以下「構成者」といいます。)の旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行契約に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。
- (3) 契約責任者は、当社らが定める日までに、構成者の名簿を当社らにご提出ください。
- (4) 当社らは、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何ら責任を負うものではありません。
- (5) 当社らは契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

19. 添乗員

- (1) 添乗員同行コースには、あらかじめ同行する区間を明示した場合を除き、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を指すに実施するために必要な業務とします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員のみ指示に従っていただきます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。
- (2) 個人型プランは添乗員は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン券類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受ける必要の手続きはお客様ご自身で行っていただきます。また、悪天候等によってサービス内容の変更といたします事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様ご自身で行っていただきます。なお、お客様の都合で急遽ご旅行を中止する場合は、ご購入店舗にご連絡をお願いいたします。なお、ご購入店舗が休業日、または営業時間外で連絡が不可能な場合は、お客様ご自身で、ご利用予定サービス提供機関(宿泊・交通機関等)への取消連絡や取消処理をお願いいたします。なお、ご購入店舗には、次営業日の営業開始後速やかにお取り消しのご連絡をお願いいたします。この場合、取消料の起算日はご連絡日から起算してさかのぼって最も近い営業日といたします。

20. 保護措置

当社はお客様のご旅行中に、疾病、傷害等により保護を要する状態であると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はおお客様のご負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法でお支払いいただきます。

21. 当社の責任

- (1) 当社は旅行契約の履行に当たって、当社の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様の被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。
- (2) お客様が以下に例示するような当社または手配提供者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は本項(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負いません。
 - ① 天災地変、戦乱、暴動、またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ② 運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害
 - ③ 運送・宿泊機関等のサービスの中止、またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ④ 官公署の命令によって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
 - ⑤ 自由行動中の事故
 - ⑥ 食中毒
 - ⑦ 盗難
 - ⑧ 運送の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更などまたはこれによって生じる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮
- (3) 当社は、お客様が次の各号に掲げるいずれかに該当する事由がある場合には、損害補償金を支払わないことがあります。
 - ① 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること。
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - ④ 法人である場合において、反社会的勢力がその法人を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- (4) 手荷物について生じた本項(1)の損害については本項(1)の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があった場合限り、1人15万円を限度(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。)として賠償いたします。

22. 特別補償

- (1) 当社は、前項(1)の規定に基づきお客様の責任が生ずるか否かを問わず、特別補償程で定めるところにより、お客様が募集型企画旅行参加中にその生命、身体または手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金をお支払いいたします。
 - ① 死亡補償金：1,500万円
 - ② 入院見舞金：入院日数により2万円〜20万円
 - ③ 通院見舞金：通院日数により1万円〜5万円
 - ④ 携帯品損害補償金：お客様1名につき15万円を限度(ただし、補償対象品の1個または1対については10万円を限度とします。)
- (2) 当社は、お客様または死亡補償金を受け取るべき方が次の各号に掲げるいずれかに該当する事由がある場合には、補償金を支払わないことがあります。ただし、その方が死亡補償金の一部を受取る場合においては、他の方が受け取るべき金額については、この限りではありません。
 - ① 反社会的勢力に該当すると認められること。
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - ④ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- (3) 当社が本項(1)に基づき補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を兼ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものとします。
- (4) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を受取って当社が実施する募集型企画旅行(これを当社では「当社オプショナルツアー」といいます。)については、主たる旅行契約の内容の一部として取り扱います。
- (5) 募集広告及び契約書面の旅行日程に、お客様が当社の手配に係る旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日(これを当社では「無手配日」といいます。)については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われまい旨を明示した場合に限り、企画旅行参加中とはいいたしません。
- (6) オプションツアーの実施が当社以外である旨を明示した場合は、オプションツアー参加中にお客様に発生した特別補償で規定する損害に対しては同項の規定に基づき補償金または見舞金をお支払いいたします。(ただし、当該オプションツアーのご利用日が「無手配日」である場合は除きます。また、当該オプションツアーの実施に係る主催者の責任及びお客様の責任はすべて当該主催者の定めに掲げます。
- (7) お客様が、募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反行為、法令に違反するサービス提供の受領、疾病等のほか、旅行日程に含まれない場合でも、自由行動中の山岳登山(ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、

リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

23. 旅程保証

- (1) 当社は、(別表2左欄)に掲げる契約内容の重要な変更〔次の①、②、③に掲げる変更を除きます。〕が生じた場合は、旅行代金に同右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社第21項(1)の規定に基づく責任が生ずることが明らかである場合には、この限りではありません。
 - ① 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われていたにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不足が発生したときによる変更の場合は変更補償金を支払います。)
 - ア) 旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変
イ) 戦乱
ウ) 暴動
エ) 官公署の命令
オ) 欠航、不通、休業等の運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止
カ) 遅延、遅延スケジュール変更等の当初の進行計画によらない運送サービスの提供
 - キ) お客様の生命または身体への安全確保のために必要な措置
- (2) 第15項及び第16項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
- (3) パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。本項(1)の規定にかかわらず、当社が一つの旅行契約につき支払う変更補償金の額は、第8項で定める旅行代金に15%を乗じて得た額を上限とします。また、一つの旅行契約につき支払う変更補償金の額が同一人につき1,000円未満であるときは、変更補償金を支払いません。当社は、お客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

(別表2)

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地または観光施設(レストランを含みます。)*その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便または經由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

(注1)「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいいます。「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。
(注2)確定書面が交付された場合には、契約書面とあるものを確定書面と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間または確定書面の記載内容と実際に提供されたサービスとの間に内容との不一致が生じたときは、その不一致の事項については、契約書面の記載内容が適用されます。
(注3)第3号または第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。
(注4)第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級または設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
(注5)第4号または第7号もしくは第8号に掲げる変更が一乗車船等または一泊の中で複数発生した場合であっても、一乗車船等または一泊につき一件として取り扱います。
(注6)第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によります。

24. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより、当社が損害を被ったときは、当社はおお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後、旅行開始後に記載された旅行サービスが円滑に受領するため、万が一記載内容と異なる旅行サービスが提供されたことと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配提供者または旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

25. 通信契約による旅行条件

- 当社提携のクレジットカード会社のカード会員(以下「会員」といいます。)より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」という(以下「通信契約」といいます。)を条件にお申し込みを受けた場合、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。(受託旅行業者により当該取り扱えない場合があります。)
- (1) 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づき旅行代金等の支払いまたは払戻し義務を履行すべき日をいいます。
 - (2) 通信契約のお申し込みの際に、会員はお申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社らにお申し出いただきます。
 - (3) 通信契約による旅行契約は、当社らがお客様との旅行契約の締結を承諾する旨を電話または郵便で通知する場合には、当社らがその通知が発したときに成立します。ただし、当社らが、e-mail及びファクシミリ等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達したときに成立するものとします。
 - (4) 当社らは提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして「パンフレットに記載する金額の旅行代金」のお支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。
 - (5) 契約解除のお申し出があった場合、当社らは旅行開始前の解除による払い戻しにあつては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額または旅行開始後の解除による払い戻しにあつては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し払い戻す代金を通知し、その場合お客様に当該通知を行った日を「カード利用日」とします。
 - (6) 手信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社らは通信契約を解除し、第14項の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社らが別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

26. 旅行条件・旅行代金の基準日

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレットに明示した日となります。

27. 個人情報の取り扱い

- (1) 当社は、旅行お申し込みの際に提出されたご旅行申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただきます。また、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。その他当社からは、①当社ら及び当社らの提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、③アンケートのお願い、④特典サービスの提供、⑤統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただきますこととします。
- (2) 当社らは旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社らの保有するお客様個人データ等をお土産店に提供することがあります。この場合、お客様、お客様の氏名、及び搭乗される航空便名等に個人データをあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、お申し込みの際、係員にお申し出ください。※ただし、「ご旅行申込書」にて、お客様が当該旅行に関わる手配以外の情報の提供を拒否された場合は、当社らはお客様個人情報を一切利用いたしません。

28. その他

- (1) お客様が個人的な案内、買物等を添乗員等に依頼された場合に伴う諸費用、お客様の怪け、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (2) お客様の便宜をはかると同時に、ご土産店・ご案内するところがあります。お買い物の際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手厚い扱いいたしかねます。
- (3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施いたしません。
- (4) 旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに行程表でお知らせするご購入店舗にご通知ください。当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を受けることと認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これらお客様の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様のご負担とさせていただきます。
- (5) 旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理、その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税などの諸税が課せられますのでご了承ください。
- (6) この条件書に定めのない事項は当社旅行業約款によります。また、この条件書との間で齟齬が生じた場合は、募集型企画旅行契約約款を優先します。

当社旅行業約款ご希望の方は係員へお知らせください。(当社ホームページhttp://www.jrhokkaido.co.jp/からともご覧いただけます。)